

# 非課税期間満了に関する質問にはこう答えよう

質問1~7 上村武雄  
質問8~11 塩川治明

ここでは、NISA の非課税期間満了に伴う手続きに関するお客様の質問への回答法を解説します。

## 質問1 そもそもロールオーバーがよく分からない！



**N**ISAでは毎年120万円  
の非課税投資枠が設定さ  
れ、投資信託等の配当・譲渡益等  
が非課税となります。毎年設定で  
きる非課税投資枠での運用期間  
は、設定から最長5年間です。

そのため、6年目を迎える前  
(5年目のうち)に、枠内の資産  
を課税口座である特定口座や一般  
口座に移し替えるか、売却する  
か、ロールオーバーするか選択し  
なければなりません。

ロールオーバーとは、5年の期  
限を迎える枠に入っている資産を  
翌年の枠に移し替えて運用を継続  
できる制度です。利益の確定等も  
なく、運用開始当初の条件のまま  
運用を続けることが可能です。

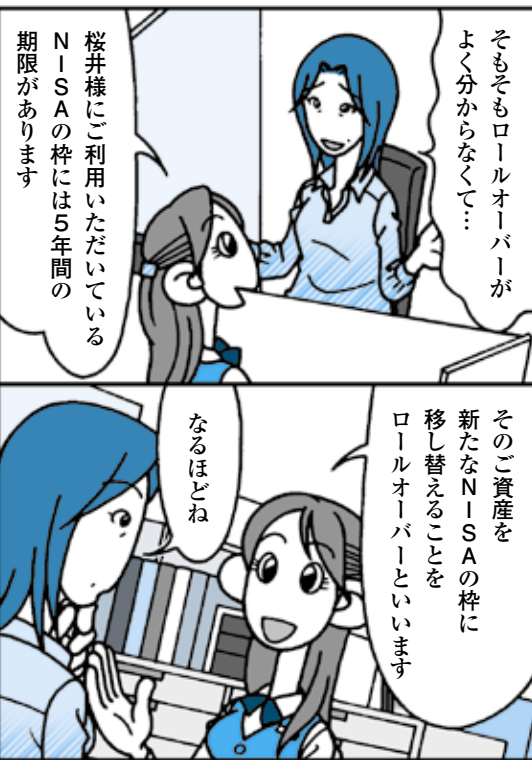
かつては、翌年の枠に移管する  
際、資産の時価の上限が120万  
円という決まりでしたが、改正に  
より120万円の上限が撤廃され

ました。これにより、ロールオー  
バー時点の時価が上昇して、15  
0万円や200万円になっていて  
も、そのまま移し替えることが可  
能となり、より使いやすくなりま  
した。

### 新しい枠に入れ替える

お客様からすると、ロールオー

そもそもロールオーバーが  
よく分からなくて…



桜井様にご利用いただいている  
NISAの枠には5年間の  
期限があります

そのご資産を  
新たなNISAの枠に  
移し替えることを  
ロールオーバーといいます

なるほどね

## 質問3 120万円までしかロールオーバーできないの？



**か**つては、NISAで運用中  
の資産をロールオーバーす  
る場合に、年間の非課税投資枠の  
上限である120万円までしかで  
きませんでした。この上限が20  
17年度の税制改正により撤廃さ  
れ、2018年から120万円を  
超える額をロールオーバーでき  
るようになったのです。

ただし、注意が必要な点もあり  
ます。18年末で5年の期限がくる  
枠内の資産をロールオーバーする  
場合は、19年に使用できる120  
万円の枠を使用することになりま  
す。

### 新規の運用が不可能になる

例えば100万円で運用をスタ  
ートし、時価が150万円になっ  
た状態で全額ロールオーバーする  
と、翌年の120万円の枠を使い  
切ってしまうので、翌年NISA

で新たに運用しようとしても新規  
の運用ができなくなるというこ  
とです。  
また、いったん120万円以上  
ロールオーバーすると、その後売  
却したり、課税口座に移したりし  
て枠が空いても、その枠を利用す  
ることはできません。

2018年に120万円の上限は撤廃されました。ロ  
ールオーバーする場合、そのときの時価が120万  
円を超えていても移し替えることが可能です。た  
だし、120万円超のロールオーバーをした場合、  
来年の120万円の非課税投資枠を使いきってしまう  
ので、新規の投資はできません。また、ロ  
ールオーバー後、売却したり、課税口座に移  
し替えたりして、来年の枠が空いたとしても  
再利用することもできませんので、ご注意ください。



### ▼こう答えてみよう

2018年に120万円の上限は撤廃されました。ロ  
ールオーバーする場合、そのときの時価が120万  
円を超えていても移し替えることが可能です。た  
だし、120万円超のロールオーバーをした場合、  
来年の120万円の非課税投資枠を使いきってしまう  
ので、新規の投資はできません。また、ロ  
ールオーバー後、売却したり、課税口座に移  
し替えたりして、来年の枠が空いたとしても  
再利用することもできませんので、ご注意ください。

## 質問2 ロールオーバーしないとどうなるの？



**非**課税投資枠の運用期限5年  
を満了する際には、特定口  
座などの課税口座に移し替える  
か、売却するか、ロールオーバ  
ーするか選択しなければならませ  
ん。

お客様が何もせずそのままにし  
ておくと、枠内の資産は自動的に  
課税口座に移し替えられることにな  
ります。言い換えれば、売却や  
ロールオーバーを行いたいときに  
は、対象とする資産について手続  
が必要ということになります。

### 含み損がある場合は要注意

課税口座に移し替えた場合の、  
時価と税金に関しては、丁寧な説  
明が必要です。課税口座に移し替  
えると同時に、これまでの含み益  
も含み損もなかったことになり、  
資産の持ち値(取得価額)はその  
時点の時価となります。

### ▼こう答えてみよう

今回、非課税期間満了を迎えるご資産は、ご売却  
やロールオーバーの手続きを行わなければ、自動  
的に特定口座に移し替えられることとなります。  
その時点の時価が取得価額となるので、その後の  
ご売却時の課税にご注意いただく必要があります。  
移し替えた時点で含み益があれば、  
その含み益は課税されません。ですが、含み  
損があれば、特定口座への移管後少しでも時  
価が上昇すると、トータルでは損失なのに課  
税対象となるので注意が必要です。

